

平 戸 市 監 査 公 表 第 139-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成31年4月8日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第1 監査の種類  
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
文化観光商工部文化交流課
- 第3 監査の期間  
平成30年12月17日(月)、18日(火)、19日(水)
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容  
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：文化交流課】

区分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1 契約事務について            予定価格が、平戸市契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>1 契約事務について            今後、関係例規に基づき適正な事務執行に努めます。</p>
指導事項	<p>1 財産管理について            オランダ商館跡地（国指定史跡）については、既に国土調査が完了しており、現台帳地積と現況地積が相違していることから、調査の上公有財産台帳の整備に努められたい。</p> <p>2 補助金について            指定文化財保存整備事業（消防設備点検）補助金の算定において、消費税及び地方消費税の取扱に相違が見られたので、統一されたい。</p> <p>3 契約について            漁業説明板製作設置業務委託において、変更契約を行っていたが、関連規程等を十分に理解していない面が見られたので、今後、関連規程等の把握を行い適正な事務処理に努めていただきたい。</p>	<p>1 財産管理について            至急調査し、公有財産台帳を整備します。</p> <p>2 補助金について            今後、補助金の算定において、消費税及び地方消費税の取り扱いを統一します。</p> <p>3 契約について            今後、関連規程等を把握し適正な事務処理に努めます。</p>
意見	<p>1 平戸オランダ商館 1639 年築造倉庫の管理運営について            平戸オランダ商館（略称）については、平成 23 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を開始し、有料入館者は年間 61,482 人となり、平成 24 年度末の累積黒字が 7,959 千円となっていた。しかしながら、平成 25 年度に</p>	<p>1 平戸オランダ商館 1639 年築造倉庫の管理運営について            経営の安定化のため、平戸オランダ商館 1639 年築造倉庫の管理運営については、オランダ文化庁や大使館と連携、支援を受けながら、観光協会や県観光連盟とも連携し営業活動の強化を図ります。</p>

<p>単年度の赤字となり、平成 28 年度には指定管理料の増額補正により一旦黒字となったものの、平成 29 年度末には累積赤字が 4,172 千円となっている。</p> <p>その間、平成 27 年度に 938 千円、平成 28 年度には 6,136 千円の一時借入れを行い、年度内に前年度分を合わせた額を返済している。しかし、平成 29 年度には 7,818 千円を一時借入れ、年度内に 4,818 千円を返済し、残り 3,000 千円を繰越している。これは翌年度当初の運転資金と考えられるが、一時借入れを繰り返すことは経営悪化を招きやすい。</p> <p>一方、このような赤字体質となった主な要因は入館者の大幅な減少にあり、平成 29 年度の有料入館者は 26,231 人で、初年度に比べて 35,251 人 (57.3%) 減少している。</p> <p>現状から推計するに、今後入館者が増える見込みは低く、現在の経営状態から直ちに抜け出せるとは考えにくいことから、物販等の収益事業のあり方も含めて検討が必要である。こうした経営努力を重ねることで、指定管理料の算定にあたっては、経費の抑制はもちろんのこと、入館者数の見直しを含め損益分岐点を見出し、必要な財源を確保できるよう指定管理者と十分な協議を行い、経営の安定化を図っていただきたい。</p>	<p>また、指定管理料の算定にあたっては、適切な管理運営経費の試算、協定内容の見直しについても精査を行い、経営の安定化を図ります。</p>
---	---